羽曳野市の給与・定員管理等について

１　総括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（27年1月1日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 115,127	千円 39,164,212	千円 597,269	千円 4,840,351	% 12.4	% 11.9

（注）１　決算額は、地方財政状況調査の分析によるものである。
　　２　人件費は、特別職・議員に支給される給料・報酬等を含む。

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
27年度	人 546	千円 2,036,504	千円 464,271	千円 849,669	千円 3,350,444	千円 6,136	千円 6,298

（注）１　職員手当は退職手当を含まない。
　　２　職員数は、平成27年４月１日現在の普通会計の一般職に属する職員の数である。
　　３　給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含まれていない。

（３）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

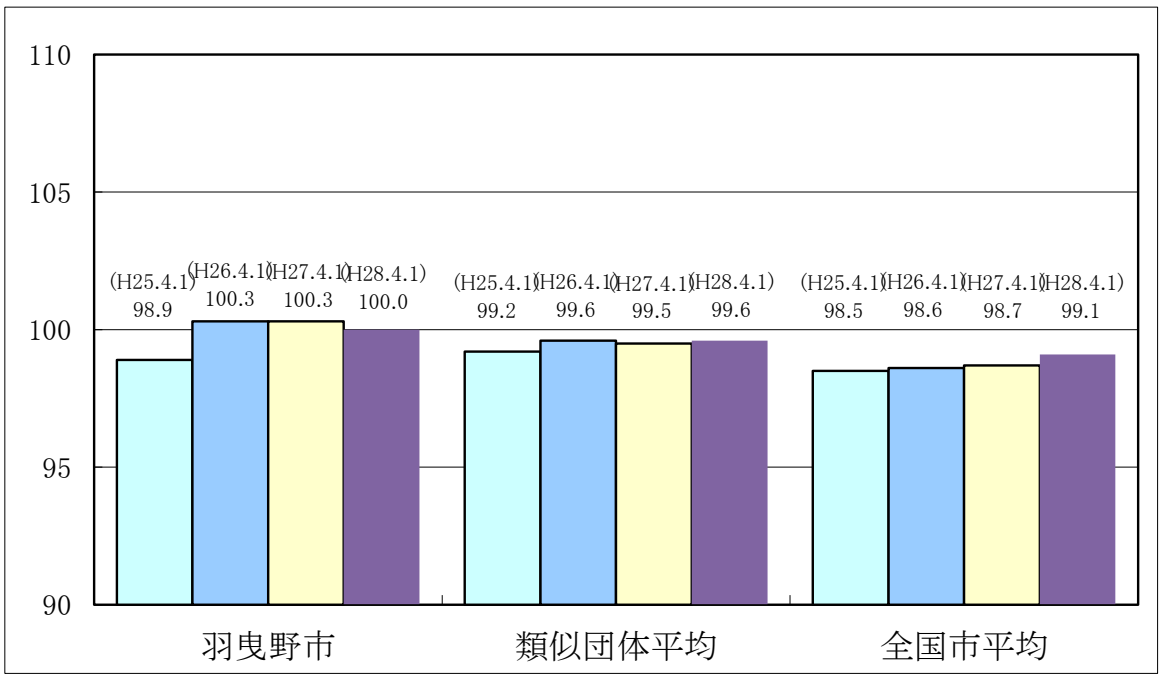

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
　　２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
　　３　平成25年は、国家公務員の時限的な（２年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※　平成28年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成26年４月１日に給与減額措置の見直し等を行ったことにより、平成25年４月１日と平成28年４月１日と比較して1.1ポイント上昇しています。
級別職員数の構造の見直し等により、給与体系の適正化に努めていきます。

（４）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［　実施　］

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定時期）　平成27年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9％引下げ。若年層については、引下げを行わず、高年齢層については最大4.0％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成30年３月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施

②地域手当の見直し

（支給割合）国基準12％に対し、羽曳野市においても12％を支給
（実施時期）平成27年４月１日から実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年４月１日時点は８％、給与改定後は平成27年４月に遡及し10％、平成28年４月１日時点は12％を支給

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合
		４月１日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	6%	8%	10%	12%
羽曳野市の支給割合	6%	8%	10%	12%

③その他の見直し内容

平成28年１月１日の昇給について、標準の勤務成績で「４号給」のところを「３号給」とする。

（５）特記事項

・通勤手当の見直し（自動車等による片道の通勤距離が2キロ未満の者、徒歩通勤者を支給対象外とする。）
　平成17年4月1日実施
・期末勤勉手当の見直し（役職加算の支給対象区分の縮小）　平成17年6月1日実施
・退職手当の見直し（20年以上勤続した場合の退職時特別昇給（2号給）の廃止）　平成17年4月1日実施
・管理職手当カット（20%）平成14年4月1日から平成22年3月31日まで実施
・現給保障者を対象に給料の1%カット（ただし、現給保障額を上限）平成19年4月1日から平成23年3月31日まで実施
・管理職を対象に給料の1.1%～3.5%カット　平成22年4月1日から平成26年3月31日まで実施
・全職職を対象に給料の1.5%カット　平成23年4月1日から平成26年3月31日まで実施
・平成24年4月1日から段階的に現給保障を廃止
・管理職を対象に給料の1.1%～5.0%カット　平成26年4月1日から実施中
・通勤手当の見直し（交通用具利用者の通勤手当支給額の改定）平成27年4月1日実施

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
羽曳野市	41.0　歳	310,269　円	393,790　円	376,039　円
大阪府	42.3　歳	324,565　円	435,770　円	381,136　円
国	43.6　歳	331,816　円	―	410,984　円
類似団体	42.5　歳	322,217　円	410,830　円	372,241　円

②税務職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
羽曳野市	35.0　歳	266,493　円	381,810　円	319,229　円
都道府県平均	42.8　歳	323,311　円	401,984　円	365,968　円
国	43.3　歳	366,926　円	―	442,569　円
類似団体	38.6　歳	293,110　円	396,748　円	332,173　円

③福祉職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
羽曳野市	37.7　歳	282,404　円	335,116　円	330,802　円
都道府県平均	42.1　歳	332,633　円	422,451　円	368,676　円
国	42.4　歳	330,211　円	―	379,832　円
類似団体	39.5　歳	292,294　円	339,770　円	323,238　円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
羽曳野市	38.8　歳	293,590　円	358,457　円	353,625　円
大阪府	39.5　歳	340,307　円	412,555　円	―
類似団体	40.9　歳	313,084　円	360,551　円	―

（注）１　「平均給料月額」は、平成28年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）職員の初任給の状況（平成28年４月１日現在）

区　分		羽曳野市	大阪府	国
一般行政職	大 学 卒	183,300　円	180,800　円	176,700　円
	高 校 卒	154,300　円	146,500　円	144,600　円

（注）　他の職の区分も一般行政職と同じである。

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	261,633　円	351,394　円	391,453　円	407,811　円
	高 校 卒	217,567　円	－	368,665　円	392,544　円
税務職	大 学 卒	253,400　円	－	－	－
	高 校 卒	－	－	－	－
福祉職	大 学 卒	－	－	－	－
	高 校 卒	－	－	－	－
小・中学校（幼稚園）教育職	大 学 卒	－	－	－	－
	短 校 卒	－	－	－	－

（注）１　各経験年数に該当する職員数が３人以下の場合は、近似の階層について記載している。
２　各経験年数と近似の階層に該当する職員数が３人以下の場合は、「－」と記載している。
３　経験年数は、卒業後直ぐに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいう。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8　級	理事･部長	人 11	% 2.4	円 406,900	円 467,400
7　級	参事･課長･副理事	人 81	% 17.9	円 361,300	円 443,700
6　級	課長補佐	人 54	% 12.0	円 317,000	円 409,000
5　級	主幹	人 107	% 23.7	円 286,200	円 391,800
4　級	副主査･主査	人 30	% 6.6	円 259,900	円 379,800
3　級	主任	人 51	% 11.3	円 226,400	円 348,800
2　級	主事	人 62	% 13.7	円 190,200	円 303,000
1　級	主事	人 56	% 12.4	円 140,100	円 246,100

（注）１　羽曳野市の一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

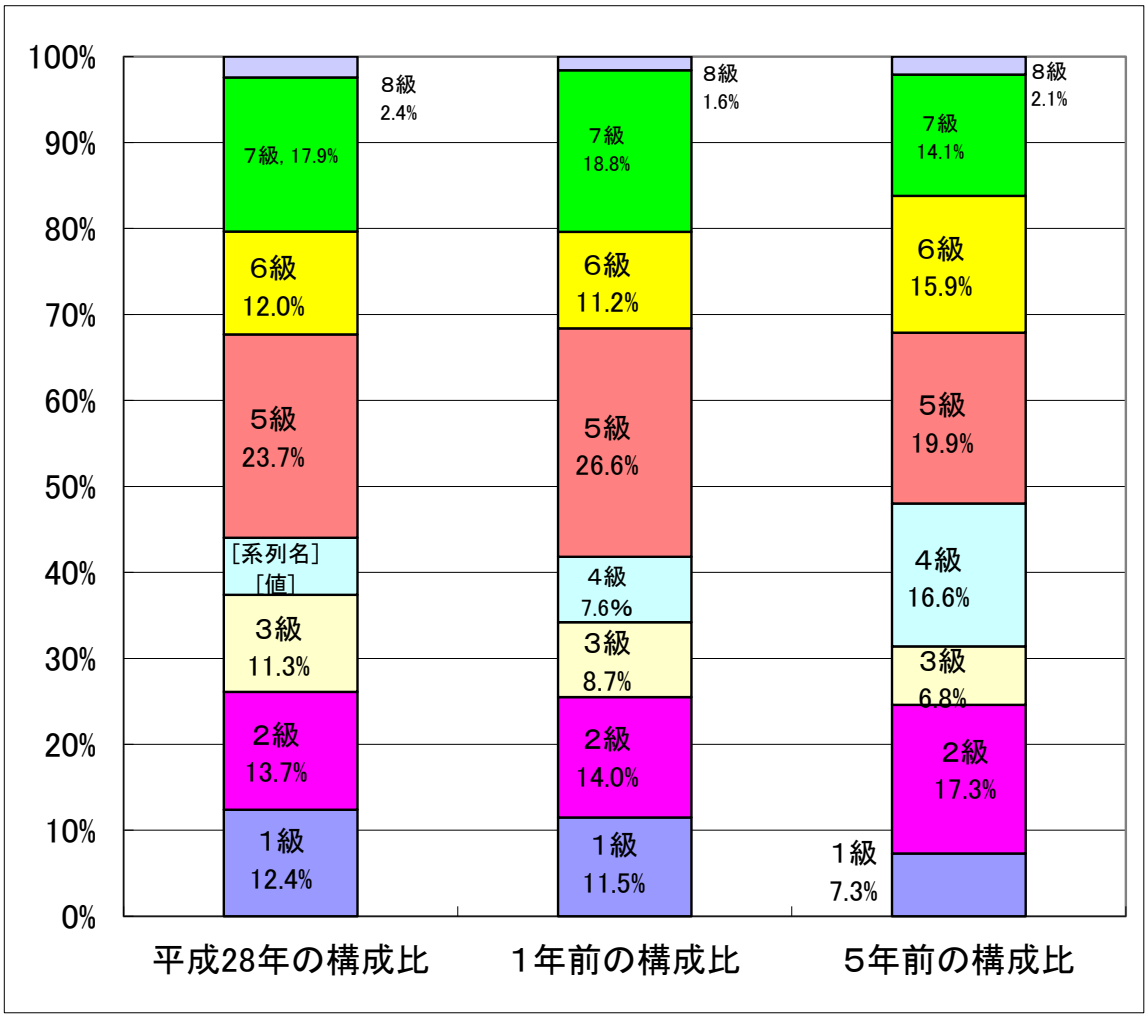

（２）昇給への勤務成績の反映状況

平成28年４月２日から平成29年４月１日までにおける運用	羽曳野市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ　人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ　人事評価を実施していない				

４　職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当

羽曳野市	大阪府	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,456　千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,671 千円	―
(27年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.60　月分 (　1.45　)月分　(　0.75　)月分	(27年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.60　月分 (　1.45　)月分　(　0.75　)月分	(27年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.60　月分 (　1.45　)月分　(　0.75　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～18%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成28年度中における運用	羽曳野市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ　人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ　人事評価を実施していない				

（２）退職手当（平成28年４月１日現在）

羽曳野市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445　月分	25.55625　月分	勤続20年	20.445　月分	25.55625　月分
勤続25年	29.145　月分	34.5825　月分	勤続25年	29.145　月分	34.5825　月分
勤続35年	41.325　月分	49.59　月分	勤続35年	41.325　月分	49.59　月分
最高限度額	49.59　月分	49.59　月分	最高限度額	49.59　月分	49.59　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	
(退職時特別昇給	無し　)				
1人当たり平均支給額	9,770　千円	23,398　千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

（３）地域手当（平成28年４月１日現在）

支給実績(27年度決算)			219,828　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)			371,331　円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
羽曳野市	12　%	603　人	12　%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			100.0 (100.0)

（注）　地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給割合) / (1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。）

（４）特殊勤務手当（平成28年４月１日現在）

支給実績(27年度決算)	268 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	11,158　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	4.1　%
手当の種類(手当数)	8　種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等滞納徴収手当	市税等(市税、国民健康保険料及び介護保険料をいう)に関する事務を主管とする課所に勤務する職員	課所を離れて滞納に係る市税等の徴収に従事したとき	8 千円	1日につき200円
感染症等防疫作業手当	生活環境部に勤務する職員	次に掲げる作業に従事したとき (1)感染症の患者もしくは感染症にかかっている疑いのある者の救護又は感染症の病菌の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件を処理する作業 (2)家畜感染症等の患畜もしくは家畜感染症等にかかっている疑いのある家畜の取扱い又は家畜感染症等の病菌の付着 した物件もしくは付着の疑いのある物件を処理する作業	0 千円	1日につき400円
結核接触作業手当	保健福祉部に勤務する看護師、保健師その他の職員	結核患者の検診、治療、看護、指導又は結核菌の検査等に従事したとき	0 千円	1日につき200円
死獣処理手当	生活環境部又は土木部に勤務する職員	死獣の処理作業に従事したとき	260 千円	1件につき400円
有毒、有害物取扱作業手当	生活環境部に勤務する職員	野ねずみ等の駆除又は農作物及び果樹園の病害虫の防除のため、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の定める有毒及び有害物を使用する作業並びに有毒及び有害物を使用する場所において実地指導の業務に従事したとき	0 千円	1日につき400円
行旅病人及び行旅死亡人収容護送手当	保健福祉部に勤務する職員	行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に基づき、その収容護送作業に従事したとき	0 千円	(1)行旅病人の収容護送作業1件につき1,000円 (2)行旅死亡人の収容護送作業1件につき2,000円
土木、建築等工事現場作業手当	生活環境部(災害対策本部を含む)、土木部、下水道部、都市開発部、総務部管財用地課又は教育委員会に勤務する職員	土木もしくは建築又は林務の工事現場(災害現場を含む)において、次に掲げる作業に従事したとき (1)山地又は高所における作業 (2)火薬その他危険物の取扱作業 (3)高熱物及び高圧電気等の取扱作業 (4)道路等の維持修繕作業等で著しく困難な作業	0 千円	1日につき200円 (災害発生時:1日につき 400円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	羽曳野市地域防災計画に基づく災害対策要員として勤務を命じられた職員(市長が定める職員を除く。)	災害に係る応急作業等に従事したとき	0 千円	1日につき400円

（5）時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	65,282 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	131 千円
支給実績(26年度決算)	55,036 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	112 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（6）その他の手当（平成28年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)その他の扶養親族 6,500円 (ただし職員に配偶者がいない場合にはそのうち1人については 11,000円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		56,995 千円	222,635 円
住居手当	(1) 借家・借間 ①家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ②家賃23,000円を超え、55,000円未満 (家賃額－23,000円)×1／2＋11,000円 ③家賃55,000円以上 27,000円 (2)上記以外 支給無し	同じ		24,764 千円	266,284 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が 片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 上限 55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円 (3) 交通機関等と自動車等との併用者 上限 55,000円	同じ		33,422 千円	67,383 円

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
管理職手当	部長　83,000 円 指定理事　83,000 円 理事　73,000 円 副理事　68,000 円 課長　63,000 円 参事　53,000 円 総園長　58,000 円 指定園長　53,000 円 園長　50,000 円 園長代理　25,000 円 指定職員　47,000 円	異なる	管理又は監督の地位にある職員の占める官職のうち、人事院規則で指定する官職を占める職員に対し支給	76,391 千円	636,592 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に規則で定める事務に勤務した場合 1時間以上2時間未満 2,000円 2時間以上3時間未満 4,000円 3時間以上6時間未満 12,000円(部長級) 10,000円(課長級) 6時間以上 18,000円(部長級) 15,000円(課長級)	異なる	管理職手当が支給される職員並びに指定職俸給表適用職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は平日深夜に勤務した場合 管理職手当の区分等に応じ、勤務1回につき4,000円～12,000円(指定職18, 000円)ただし、6時間を超える勤務については150／100を乗じて得た額	34 千円	6,800 円

５　特別職の報酬等の状況（平成28年４月１日現在）

区分		給料月額等		
				（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市長	742,500 円		1,010,000 円／ 372,400 円
		（ 990,000 円）		
	副市長	708,400 円		880,000 円／ 469,800 円
		（ 770,000 円）		
				（参考）類似団体における最高／最低額
報酬	議長	700,000 円		700,000 円／ 432,000 円
		（ 700,000 円）		
	副議長	650,000 円		650,000 円／ 397,000 円
		（ 650,000 円）		
	議員	600,000 円		610,000 円／ 365,000 円
		（ 600,000 円）		
期末手当		（27年度支給割合）		
	市長	6月期	1.975 月分	
	副市長	12月期	2.225 月分	
		計	4.2 月分	
		（27年度支給割合）		
	議長	6月期	1.975 月分	
	副議長	12月期	2.225 月分	
	議員	計	4.2 月分	
地域手当	市長	12%		
	副市長			
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	市長	990千円×在職月数×40/100×50/100	9,504 千円	任期毎
			（ 19,008 千円）	
	副市長	770千円×在職月数×30/100×75/100	8,316 千円	任期毎
			（ 11,088 千円）	
	備考	現任期に係る退職手当は市長が50％、副市長が25％減額		

（注）１　給料及び報酬並びに退職手当の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

２　平成25年1月1日から市長は25％、副市長は8％給料を減額している。

３　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

（１）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 部門			職員数 平成27年	職員数 平成28年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	6	1	(増)研修配置人員
		総務	138	145	7	(増)業務量増加／(減)欠員不補充、研修配置人員
		税務	41	42	1	(増)体制の充実
		労働	1	1	0	
		農林水産	7	7	0	
		商工	13	12	-1	(減)研修配置人員
		土木	55	59	4	(増)業務量増加、欠員補充
		民生	154	158	4	(増)業務量増加／(減)業務の見直し
		衛生	32	31	-1	(減)研修配置人員
		計	446	461	15	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　40.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　44.43 人)
	教育部門		100	104	4	(増)体制の充実、研修配置人員／(減)再任用短時間職員へ移行
	消防部門		－	－	－	
	小計		546	565	19	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　49.50 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　60.90 人)
公営企業等会計部門	水道事業		28	27	-1	(減)欠員不補充
	公共下水道		22	23	1	(増)業務量増加
	国民健康保険		22	24	2	(増)欠員補充
	介護保険		26	26	0	
	小計		98	100	2	
合計			644 [810]	665 [810]	21 [0]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　58.26 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

（２）年齢別職員構成の状況（平成28年４月１日現在）

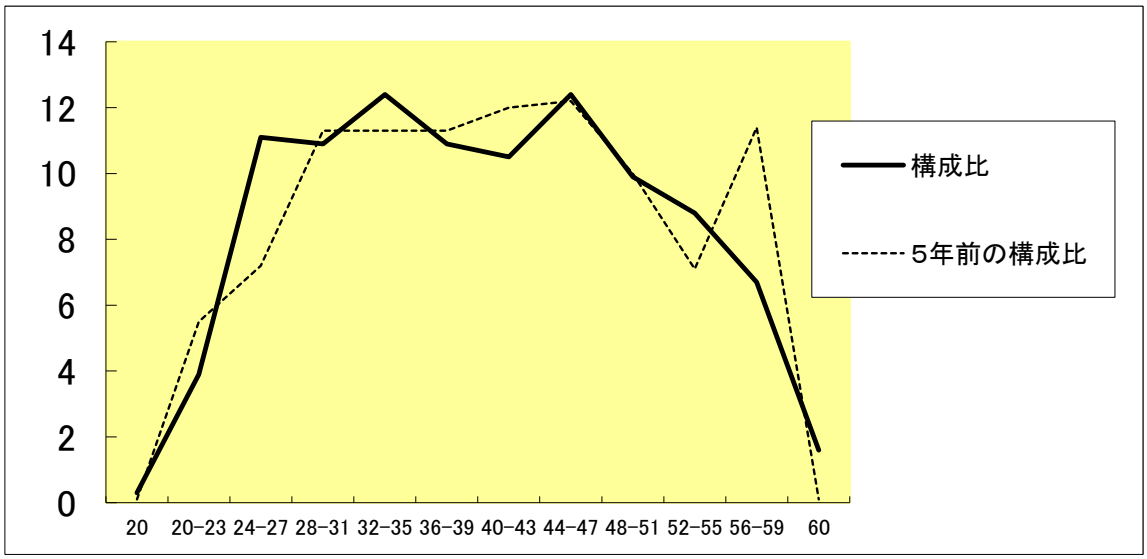

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 26	人 74	人 73	人 83	人 73	人 70	人 83	人 66	人 59	人 45	人 11	人 665

（３）職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	443	440	419	435	446	461	18 (4.1)
教育	98	107	104	103	100	104	6 (6.1)
消防	0	0	0	0	0	0	0
普通会計計	541	547	523	538	546	565	24 (4.4)
公営企業等会計計	105	108	104	100	98	100	−5 (−4.8)
総合計	646	655	627	638	644	665	19 (2.9)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 2,066,974	千円 410,026	千円 234,686	% 11.4	% 10.9

（注）１　決算額は、地方公営企業決算状況調査の分析によるものである。
　　２　職員給与費は、資本勘定支弁職員は含まない。
　　３　職員給与費は、法定福利費及び退職給与金を含む。

区　分	職員数 A	給　与　費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)羽曳野市平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
27年度	人 27	千円 120,117	千円 27,281	千円 50,419	千円 207,598	千円 7,689	千円 6,136

（注）１　決算額は、地方公営企業決算状況調査の分析によるものである。
　　２　職員数は、平成27年４月１日現在の一般職の数である。
　　３　職員手当は退職手当を含まない。
　　４　給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含まない。

イ　特記事項

・通勤手当の見直し(自動車等による片道の通勤距離が2キロ未満の者、徒歩通勤者を支給対象外とする。)
　平成17年4月1日実施
・期末勤勉手当の見直し(役職加算の支給対象区分の縮小)　平成17年6月1日実施
・退職手当の見直し(20年以上勤続した場合の退職時特別昇給(2号給)の廃止)　平成17年4月1日実施
・管理職手当カット(20%)　平成14年4月1日から平成22年3月31日まで実施
・現給保障者を対象に給料の1%カット(ただし、現給保障額を上限)　平成19年4月1日から平成23年3月31日まで実施
・管理職を対象に給料の1.1%～3.5%カット　平成22年4月1日から平成26年3月31日まで実施
・全職職を対象に給料の1.5%カット　平成23年4月1日から平成26年3月31日まで実施
・平成24年4月1日から段階的に現給保障を廃止
・管理職を対象に給料の1.1%～5.0%カット　平成26年4月1日から実施中
・通勤手当の見直し(交通用具利用者の通勤手当支給額の改定)　平成27年4月1日実施

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成28年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
羽曳野市水道局	47.3　歳	375,722　円	511,150　円
団 体 平 均	44.7　歳	346,797　円	514,785　円

（注）１　平均月収額は、職員１人当たりの平均年収額を12で除して得たものである。
　　２　平均月収額は、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

羽 曳 野 市 水 道 局	羽 曳 野 市
1人当たり平均支給額(27年度) 1,678　千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,456　千円
(27年度支給割合) 期末手当　2.60　月分　勤勉手当　1.60　月分 (　1.45　)月分　(　0.75　)月分	(27年度支給割合) 期末手当　2.60　月分　勤勉手当　1.60　月分 (　1.45　)月分　(　0.75　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～18%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～18%

（注）(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（平成28年４月１日現在）

羽 曳 野 市 水 道 局			羽曳野市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
	(割増率2%～20%)			(割増率2%～20%)	
(退職時特別昇給	無し)		(退職時特別昇給	無し)	
1人当たり平均支給額	千円	22,756 千円	1人当たり平均支給額	9,770 千円	23,398 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（平成28年４月１日現在）

支給実績(27年度決算)			11,195 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)			349,844 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
羽曳野市	12 %	32 人	12 %

エ　特殊勤務手当（平成28年４月１日現在）

支給実績(27年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	4 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	事務・技術職員	山地又は高所における作業	0 千円	200円/日
特殊勤務手当	事務・技術職員	火薬その他危険物の取扱作業	0 千円	200円/日
特殊勤務手当	事務・技術職員	高熱物及び高圧電気等の取扱作業	0 千円	200円/日
特殊勤務手当	事務・技術職員	維持修繕作業等に伴う困難な作業	0 千円	200円/日

オ　時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	1,323 千円
職員１人当たり平均支給年額（27年度決算）	63 千円
支給実績（26年度決算）	1,101 千円
職員１人当たり平均支給年額（26年度決算）	55 千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（平成28年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)その他の扶養親族 6,500円 (ただし職員に配偶者がいない場合にはそのうち1人については 11,000円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		4,771 千円	238,550 円

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
住居手当	(1) 借家・借間 ①家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ②家賃23,000円を超え、55,000円未満 (家賃額－23,000円) ×1／2＋11,000円 ③家賃55,000円以上 27,000円 (2) 上記以外 支給無し	同じ		648　千円	324,000　円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が 片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 上限　55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円 (3) 交通機関等と自動車等との併用者 上限　55,000円	同じ		2,445　千円	97,800　円
管理職手当	部長　83,000 円 理事　73,000 円 副理事　68,000 円 課長　63,000 円 参事　53,000 円 指定職員　47,000 円	同じ		6,856　千円	685,600　円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に規則で定める事務に勤務した場合 1時間以上2時間未満 2,000円 2時間以上3時間未満 4,000円 3時間以上6時間未満 12,000円(部長級) 10,000円(課長級) 6時間以上 18,000円(部長級) 15,000円(課長級)	同じ		44　千円	7,334　円